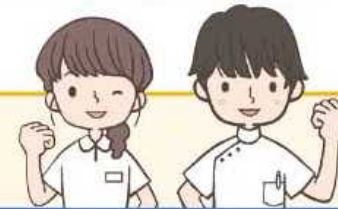


整骨院・接骨院・はり・きゅう・マッサージを受けられる人へ

整骨院・接骨院・はり・きゅう・マッサージで国保が使える場合は限られます。**国保が使えない場合は全額自己負担**となりますので、ご注意ください。

整骨院・接骨院を受けられる人へ



国保が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲
- 挫傷（肉離れ等）
- 骨折・脱臼
（緊急時以外は医師の同意が必要）



国保が使えない場合

- 日常生活における疲労・肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 加齢による腰痛・五十肩の痛み
- 神経痛（リウマチ・慢性関節炎等）
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 保険医療機関で同じ負傷などで治療中の場合
- 工作中や通勤途上での負傷
（労災保険が適用）